

平成27年1月21日

## 【所管事務の調査（報告）】

### 新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止重点区域の指定について

- 資料 1 「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について
- 資料 2 新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域
- 資料 3 今後のスケジュール
- 参考資料 パブリックコメント手順用資料

### 「“川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて

#### - 川崎市エネルギー取組方針（案） -」の策定について

- 資料 1 「“川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて - 川崎市エネルギー取組方針（案）」の策定について
- 資料 2 “川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて - 川崎市エネルギー取組方針（案）概要
- 資料 3 “川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて - 川崎市エネルギー取組方針 - （案）
- 資料 4 「“川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて - 川崎市エネルギー取組方針 - （案）」に対する意見募集について

## 「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ゴミ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱と路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成27年3月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、9通（意見総数22件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案について
意見の募集	平成26年10月15日（水）から 平成26年11月14日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）</li> <li>・ 市民・こども局市民生活部地域安全推進課</li> <li>・ 環境局生活環境部減量推進課</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）	9通（22件）	
（内訳）	電子メール	7通（16件）
	郵送	1通（1件）
	持参	0通（0件）
	ファクシミリ	1通（5件）

#### 4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、概ね重点区域指定案に沿った意見や今後の参考とすべき意見であるため、当初案のとおり重点区域を指定します。

##### 【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの

E：その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定等に関する意見		3	3			6
(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見		3	1	1		5
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見		2		9		11
合計		8	4	10		22

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定に賛同。(3件)	新川崎・鹿島田駅周辺の重点区域指定により、当該地域における路上喫煙防止対策及び散乱防止対策を推進していきます。	B
2	重点区域指定案に隣接する場所・道路等も重点区域に指定してほしい。(2件) ・グリーンベルト沿いの道路等 ・塚越中学校へ続く道路	重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。  御意見のありました区域につきましては、通行量や現状等を総合的に勘案し、重点区域としての指定は行いませんが、御意見の趣旨を踏まえ、指導員による巡回活動のほか、啓発及び清掃キャンペーンやのぼり旗等の広報活動を実施し、マナー意識の向上と地域環境美化の促進に努めてまいります。	C
3	特定の地域のみを重点区域としないでほしい。	重点区域の指定は、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うため、人通りの多い、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しております。	C

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

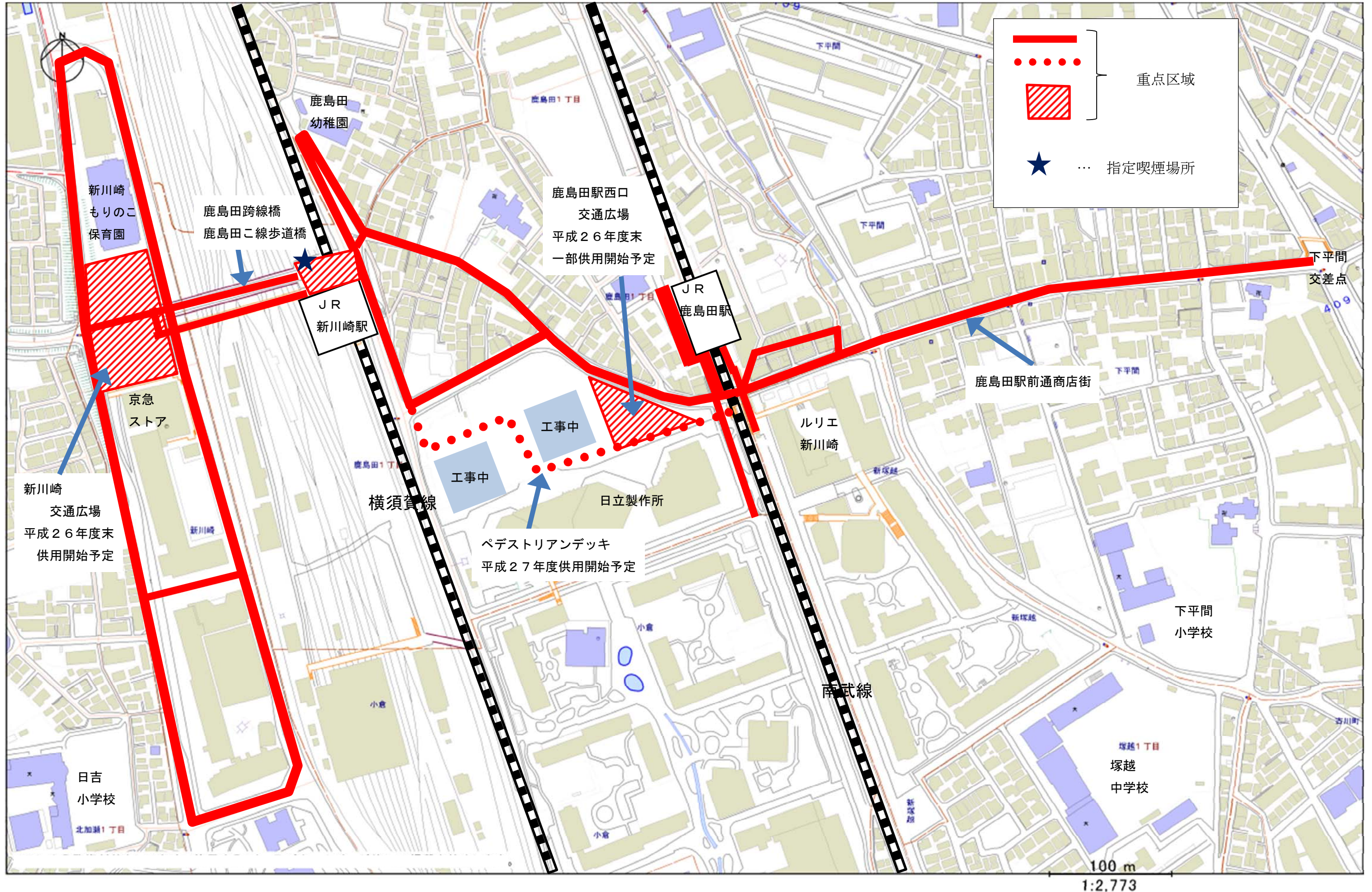
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	<p>指定喫煙場所は、室内型のものを設置してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としています。道路状況等により室内型の喫煙場所の設置はできませんが、設置にあたっては、歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙による不快感を軽減するための仕切りを設置します。</p>	D
5	<p>指定喫煙場所の設置にあたっては、バス停付近での喫煙禁止を考慮してほしい。</p>	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としています。設置にあたっては、極力、歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙による不快感を軽減するための仕切りを設置します。</p>	B

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	指定喫煙場所を設置しないでほしい。	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、仕切りを設置し、指導員の巡回活動を行い指定喫煙場所内での喫煙を促しております。</p>	C
7	安心してゆったりとたばこが吸える指定喫煙場所を設置してほしい。	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的に制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としておりますので、仕切りを設置します。</p>	B
8	指定喫煙場所の清掃は駅の清掃と一緒に実施してほしい。	指定喫煙場所は、定期的に清掃を実施し、指定喫煙場所の維持管理及び周辺環境美化に努めてまいります。	B

### (3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
9	取り締まりを強化（夜間も）してほしい。（4件）	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施していきます。	D
10	重点区域内での違反者には罰則の適用を徹底し、違反者を摘発してほしい。（3件）	条例の趣旨は、過料徴収が目的ではなく、目的達成の手段と考えていることから、違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為を止めさせることが重要と考えています。 なお、注意・指導を行っても、それに従わない悪質な違反者に対して罰則を適用し過料を徴収します。	D
11	重点区域内のコンビニなどが店先に設置している灰皿は撤去してほしい。	本市としましては、民間事業者の敷地内にある灰皿の撤去を強制することはできませんが、公道にはみ出しての設置や喫煙がある場合につきましては、設置者に対して撤去や移動等の対応を要請してまいります。	D
12	各種広報、周知措置を繰り返し実施することにより通行者の意識の定着を進めてほしい。	指導員による効果的な巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施してまいります。	B
13	指定道路だけでなく、周辺道路も含めて定期的に清掃を実施してほしい。	重点区域を中心とした巡回活動により広報啓発活動を継続していくほか、道路管理者と連携を図りながら、環境美化に努めてまいります。	D
14	ポイ捨てとタバコをバラバラにやるのではなく、他都市のようにさまざまな課題も含めて取り組んでほしい。	散乱防止及び路上喫煙防止対策については、指導員の巡回活動や定期的なキャンペーン活動を通じて連携して推進していきます。	B







# 今後のスケジュール

資料 3

	平成 27 年度			平成 27 年度以降
	1 月	2 月	3 月	
関係者との調整		<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係者会議の開催 (1月29日)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果</li> <li>・町内会関係</li> <li>・商店会関係</li> <li>・大規模事業者等</li> </ul> </li> </ul>		他の重点区域周辺の整備状況等を踏まえ区域変更の検討(武蔵溝ノ口)  路上喫煙防止・散乱防止対策の継続実施
市民意見等手続 (パブリックコメント等)		意見公表 2月27日重点区域指定告示	新川崎交通広場完成 4月1日重点区域指定施行	
議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会 (市民・環境) 幸区選出議員への情報提供 (1月21日)</li> </ul>		
報道対応 広報関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>●報道機関へ資料 投げ込み (2月下旬)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報啓発等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーンの継続実施</li> <li>・啓発グッズの配布</li> <li>・市政だより掲載</li> <li>・ポスターの掲出</li> <li>・リーフレットの配布</li> </ul> </li> </ul> 指定喫煙場所・標識等の設置	

## 「新川崎・鹿島田駅周辺」の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案についてご意見をお寄せください

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成27年3月に新川崎駅周辺地区及び鹿島田駅西部地区の整備が完了するため、新川崎・鹿島田駅周辺を重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域指定案について皆様のご意見をお寄せください。

### 1 意見募集の期間

平成26（2014）年10月15日（水）～11月14日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課あてにご意見をお寄せください。

- (1) 電子メール (<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)  
川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従ってご意見を提出してください。
- (2) 郵送・持参  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
・川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課あて（川崎フロンティアビル7階）  
・川崎市環境局生活環境部減量推進課あて（川崎市役所第3庁舎16階）
- (3) ファクシミリ  
FAX 番号 044-200-3869（市民・こども局市民生活部地域安全推進課）  
044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

#### 《注意事項》

- ・ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭でのご意見の提出は、ご遠慮願います。

### 3 その他

お寄せいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

### 4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について : 市民・こども局市民生活部地域安全推進課  
電話 044-200-2284/FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について : 環境局生活環境部減量推進課  
電話 044-200-2580/FAX 044-200-3923

## 1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

### 条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

## 2 重点区域指定の考え方

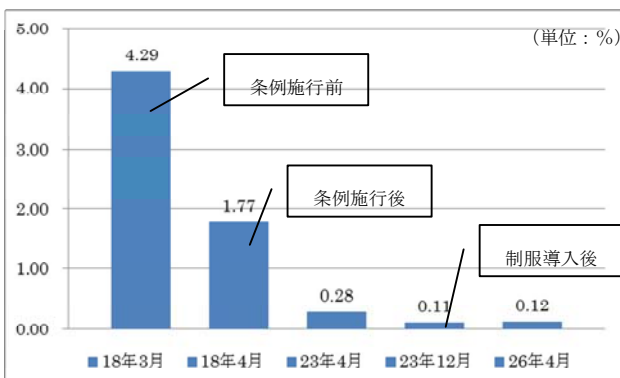
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

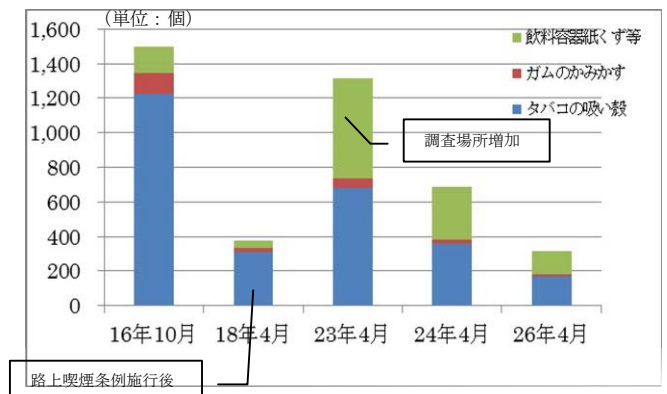
## 3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合  
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果  
（15時～17時の定点観測値）



## 4 重点区域指定の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、新川崎・鹿島田駅周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域に指定し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

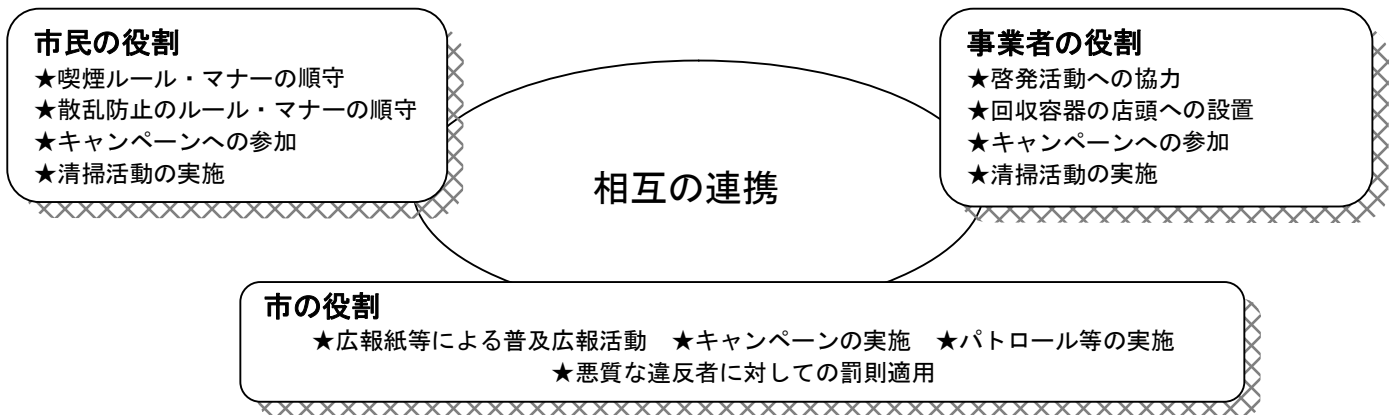
### 重点区域指定の背景

現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。新川崎・鹿島田駅周辺の整備が、平成27年3月で一定程度完了することから、両駅周辺の重点区域指定を行います。

新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定案については別図をご覧ください。なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、指定する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

## 5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



### ■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、固定式標示板等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、新川崎・鹿島田駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域指定に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

### ■今後の体制

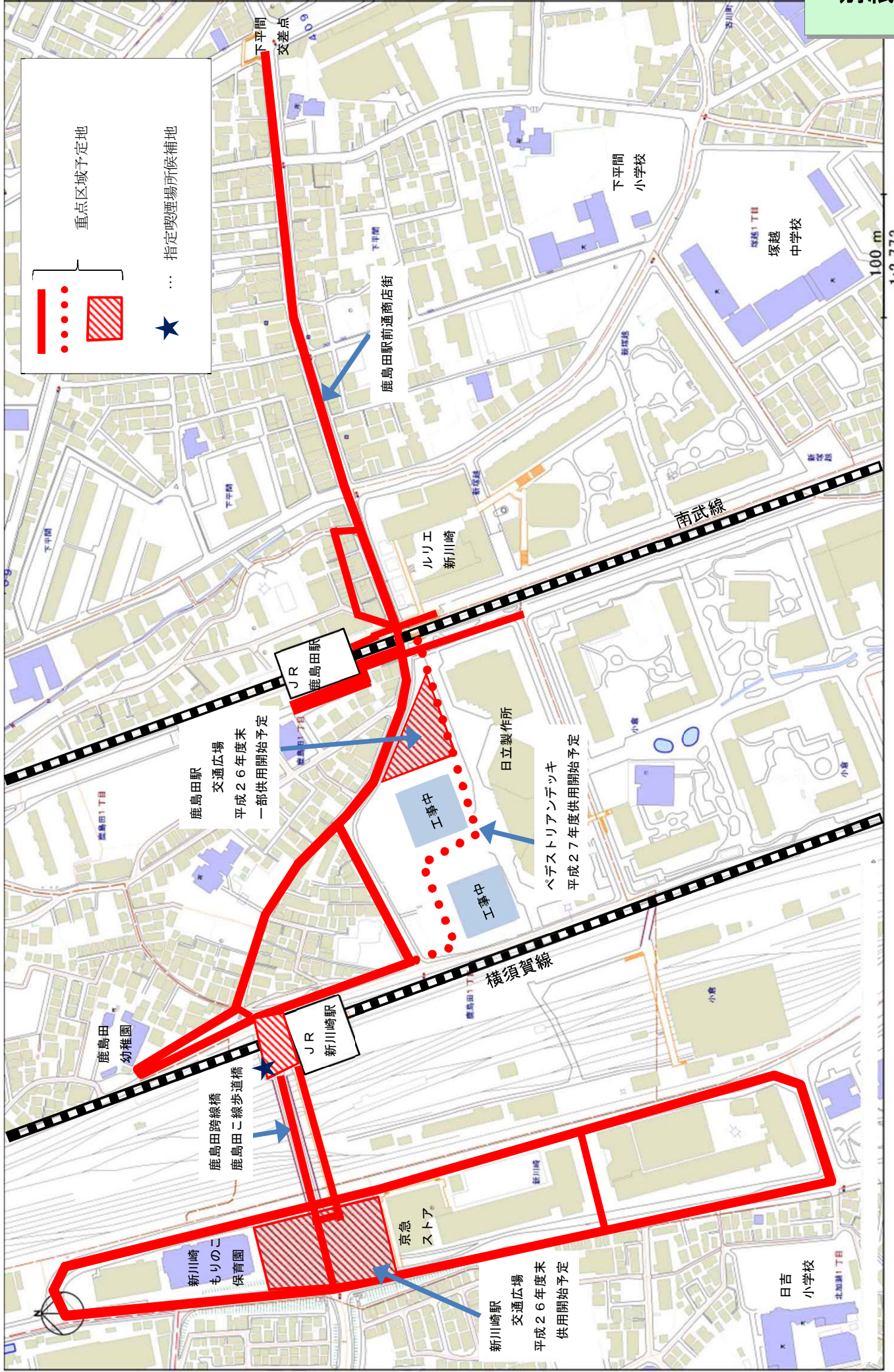
指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

### ■重点区域指定施行日（予定）

平成27年4月1日（平成27年3月1日告示）



新川崎・鹿島駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域指定（案）





平成 27 年 1 月 21 日  
環 境 局

## 「“川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて－川崎市エネルギー取組方針－（案）」の策定について

### 【策定の趣旨】

- ◇エネルギー政策は国において行うべき重要な政策の一つである一方で、震災後の状況変化等により、自治体におけるエネルギーの取組の範囲が拡大し、より総合的な取組が求められています。
- ◇また、技術革新によって、エネルギー分野における I C T（情報通信技術）の活用が進展し、エネルギーの選択や管理が市民にも可能になるなど、新たなエネルギーの取組も進展しつつあります。
- ◇こうした状況変化等を踏まえ、これまで「低炭素」や「産業振興」などの分野ごとの個別計画等に基づき推進してきた本市のエネルギーの取組について改めて整理するとともに、基本的な姿勢や取組の方向性等を明らかにするため、本方針を策定することとしました。

### 【内 容】

別紙、「概要」（資料 2）、冊子（資料 3）及び意見募集案内（資料 4）のとおり

### 【策定スケジュール】

日 程	内 容
1 月 21 日（水）	・ 報道機関への情報提供
1 月 27 日（火）	・ パブリックコメント開始（意見募集：2 月 27 日（金）まで）
3 月下旬	・ 「川崎市エネルギー取組方針」の策定・公表 ・ 議会への報告（机上配布予定）

- ◇エネルギー政策は国において行うべき重要な政策の一つである一方で、震災後の状況変化等により、自治体におけるエネルギーの取組の範囲が拡大し、より総合的な取組が求められています。
- ◇また、技術革新によって、エネルギー分野におけるICT（情報通信技術）の活用が進展し、エネルギーの選択や管理が市民にも可能になるなど、新たなエネルギーの取組も進展しつつあります。
- ◇こうした状況変化等を踏まえ、これまで「低炭素」や「産業振興」などの分野ごとの個別計画等に基づき推進してきた本市のエネルギーの取組について改めて整理するとともに、本市のエネルギーの取組に関する基本的な姿勢や取組の方向性等を明らかにするため、本方針を策定することとしました。

## 1 エネルギーに関する本市の特徴

### ◆エネルギーの「大供給地」という面と、「大消費地」という面を併せ持つこと

#### エネルギー供給面（エネルギーポテンシャル）

- ・臨海部に立地・集積する大規模なエネルギー供給施設（＝首都圏のエネルギー供給拠点）
- ・多くの環境技術の集積と先進的な環境配慮の取組

#### エネルギー需要面（消費面）

- ・エネルギー消費量の約8割は、「産業系」部門
- ・部門別の推移では、産業系は減少している一方、民生部門（家庭・業務）及び運輸部門は増加。

## 2 本市におけるエネルギーの取組

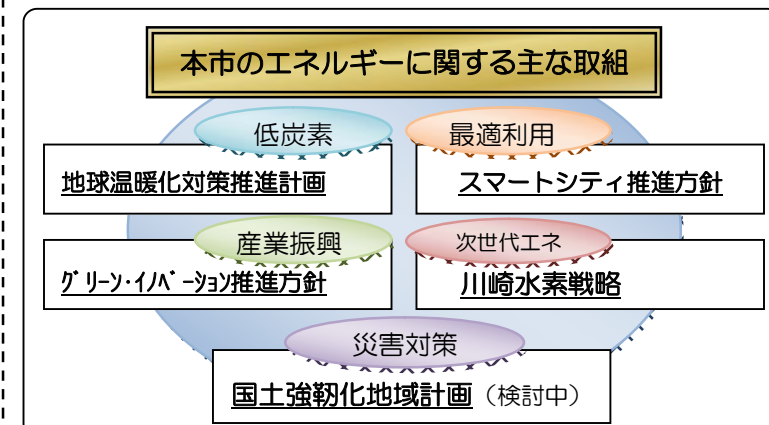
### ◆市の取組

#### ・地球温暖化対策推進計画に基づく取組

- 【東日本大震災前】地球温暖化対策としての再生可能エネルギー普及 → 【東日本大震災後】「創エネ・省エネ・蓄エネ」の総合的な取組へ
- ・公共施設への再生可能エネルギーの率先導入
  - ・「市建築物における環境配慮標準」に基づく取組
  - ・市民・事業者向けの機器導入補助による支援 など

#### ・エネルギーに関する個別の計画・方針等

- 本市はエネルギーに関する取組について、「低炭素」、「産業振興」、「災害対策」、「次世代エネルギー」、「最適利用」等の切り口で、それぞれの計画等において取組の方向性等を示し、具体的な取組を推進するなどしている。
- エネルギーの視点からそれぞれの取組を再確認し、関連する取組を連携させた「総合的な取組」としてより一層推進していく必要がある。



### ◆市民・事業者等の取組

地球温暖化対策等の取組を通じて培った協働の取組ノウハウや、環境意識の高い市民・事業者による取組が活発に行われていることは「本市の強み」の一つであり、こうした強みを活かした取組をより一層推進していくことが重要。

#### 【市民】

- ・地球温暖化防止活動推進員による節電や省エネ、再エネ等の「出前授業」
- ・市民が主体となって寄付を集め、公共施設等に再エネ利用設備を設置 など

#### 【事業者】

- ・首都圏のエネルギー拠点
- ・ゼロエミッション工業団地における取組
- ・川崎スチームネット株式会社によるエネルギー有効活用とCO<sub>2</sub>削減の取組 など



市民の取組  
（出前授業）



事業者の取組  
（川崎スチームネット）

## 3 国内外の動向

### ◆国

- ・固定価格買取制度（FIT）の開始（H24）
- ・エネルギー基本計画の改定（H26）
- ・電力システム改革（H25閣議決定）
  - ①広域系統運用の拡大（H27～）
  - ②小売及び発電の全面自由化（H28～）
  - ③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保（H30～32目途）
- ・ガスシステム改革（検討中）

⇒国の動向を的確に捉え、我が国のエネルギーの将来像を見据えながら、本市の取組に反映させていくことが必要。

### ◆IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書

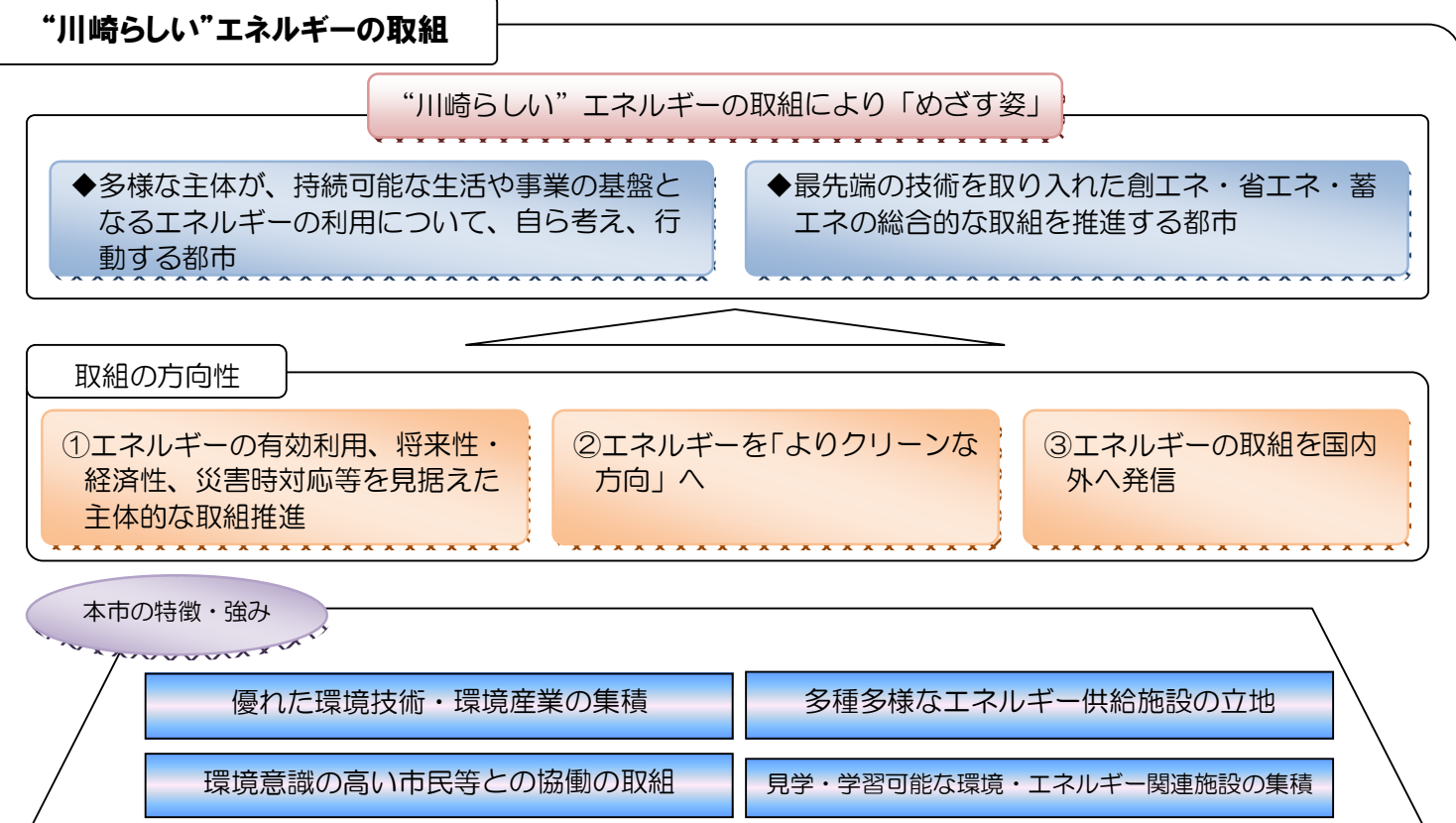
- ・将来的にエネルギー供給部門の低炭素化は不可欠
- ・再エネ等の低炭素電力の割合を2050年までに現状の30%から80%以上に増加させる取組が必要
- ・当該報告書の科学的知見は、「気候変動枠組条約締約国会議（COP）」における議論の基礎となるなど、将来的な地球温暖化対策検討においても重要

⇒こうした提言等は、本市のエネルギー供給の今後に影響を与えるものであり、引き続き注視し、将来的な取組につなげていくことが重要。

## 4 “川崎らしい”エネルギーの取組により「めざす姿」と取組の方向性

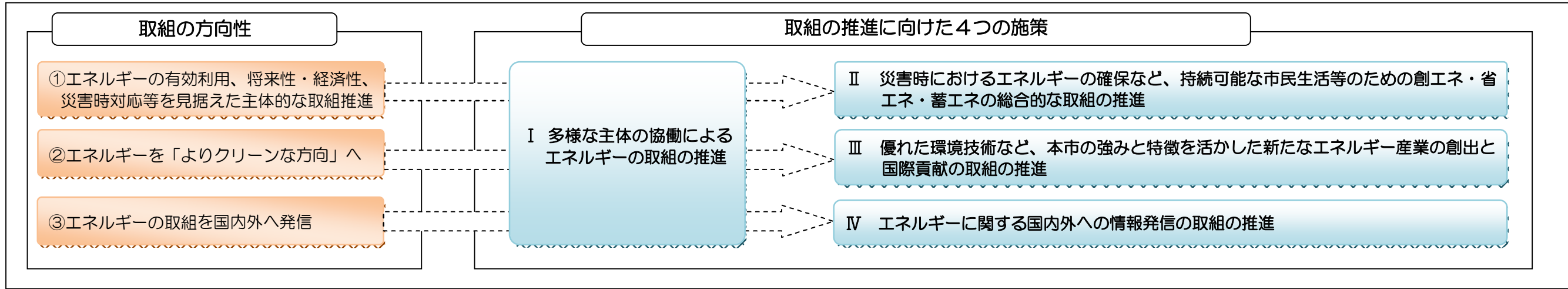
### ◆本市の特徴や強みを活かした、「川崎らしい」エネルギーの取組を推進

### ◆「めざす姿」の実現に向けた「取組の方向性」を定め、エネルギーの取組を検討・推進

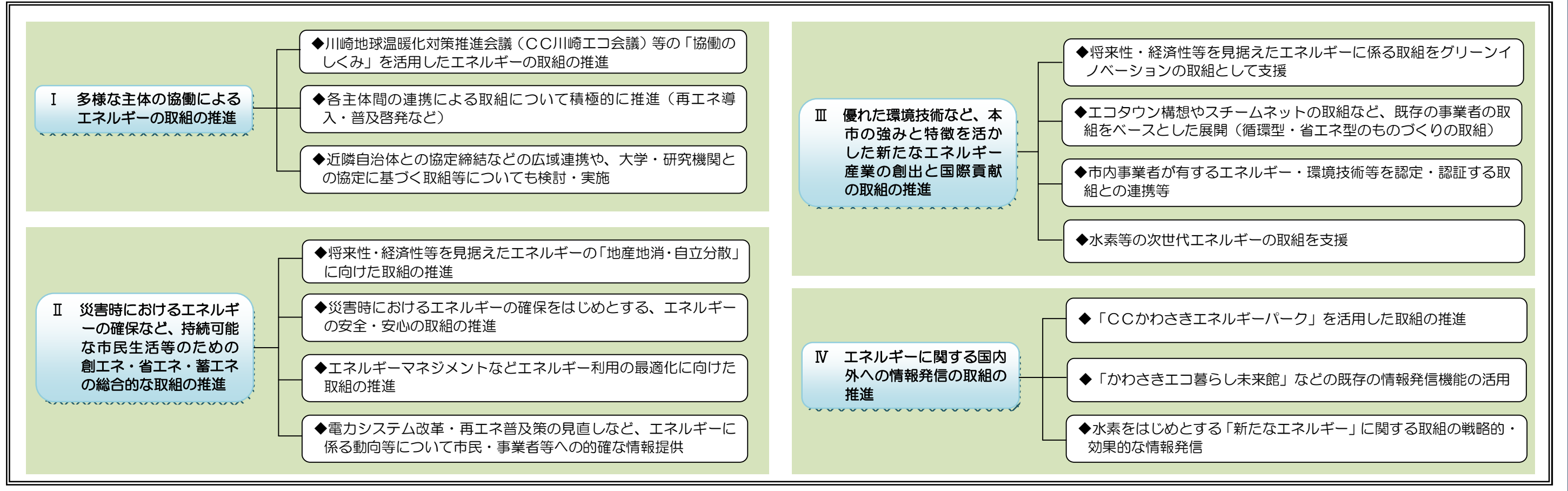


## 5 取組の推進に向けた4つの施策

### ◆「川崎らしい」エネルギーの取組」の推進に向けた4つの施策を位置付け



### ◆4つの施策ごとの主な取組



## 6 今後の取組

### （1）関連する個別の計画等の着実な推進と総合的な取組推進に向けたしくみづくり

- エネルギーに関連する個別の計画や方針等に基づく取組について着実に推進。
- 各分野の取組をエネルギーの視点から再確認し、本市のエネルギーの取組を関連する取組の有機的な連携による総合的な取組として推進するためのしくみづくりを図る。

### （2）リーディングプロジェクトの選定・推進

- 取組の推進に向けた4つの施策に則し、有機的な連携につながる総合的な取組をリーディングプロジェクトとして選定し、多様な主体の協働により取組を推進していく

### （3）国のエネルギー政策の動向及び市域内のエネルギー状況の把握と適切な対応

- 国のエネルギー政策など、関連する政策動向を常に注視しながら、柔軟な対応を図っていく。（特に「電力システム改革」）
- 市域内のエネルギー状況についても、的確な把握に向け、関係事業者等との連携により取り組む。

### （4）エネルギーに関する状況変化等を踏まえた取組の見直し・充実等

- エネルギーに関する状況変化等を踏まえ、必要に応じた個別計画・方針等の見直しや、新たなエネルギーの取組に向けた検討など、エネルギーに関する取組の見直し・充実を図る。

# “川崎らしい” エネルギーの取組の推進に向けて

## －川崎市エネルギー取組方針－

(案)

2015（平成27）年1月  
川崎市





## 目 次

はじめに	1
1 エネルギーに関する本市の特徴	2
(1) エネルギー供給面（本市のエネルギーポテンシャル）	
(2) エネルギー需要面	
2 本市におけるエネルギーの取組	4
(1) 地球温暖化対策推進計画（基本計画・実施計画）に基づく取組	
(2) エネルギーに関する個別の計画・方針等	
(3) 市民・事業者等による取組	
3 国内外の動向	8
(1) 国の動向	
(2) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書	
4 “川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」と取組の方向性	10
5 取組の推進に向けた4つの施策	12
I 多様な主体の協働によるエネルギーの取組の推進	
II 災害時におけるエネルギーの確保など、持続可能な市民生活等のための創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組の推進	
III 優れた環境技術など、本市の強みと特徴を活かした新たなエネルギー産業の創出と国際貢献の取組の推進	
IV エネルギーに関する国内外への情報発信の取組の推進	

6 今後の取組 ..... 17

- (1) 関連する個別の計画等の着実な推進と総合的な取組推進に向けたしくみづくり
- (2) リーディングプロジェクトの選定・推進
- (3) 国のエネルギー政策の動向及び市域内のエネルギー状況の把握と適切な対応
- (4) エネルギーに関する状況変化等を踏まえた取組の見直し・充実等

## はじめに

本市は、2010（平成 22）年度に策定した「川崎市地球温暖化対策推進計画」において、エネルギーに関するそれまでの取組等を取りまとめた「新エネルギービジョン」等を統合して、エネルギーの取組を含め、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進することとしました。この計画に基づき、再生可能エネルギーの導入をはじめとするエネルギーに関する取組については、低炭素社会の実現に向けた取組の一環として、市民・事業者・市の各主体の協働の枠組などを活用しながら推進してきたところです。

エネルギーについては、国が「安定供給の確保・環境への適合・市場原理の活用」という基本方針に則り、国の責務としてエネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、実施してきたところですが、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、エネルギーを取り巻く我が国の状況は大きく変化し、国においてはエネルギー需給構造についての課題の整理や、次世代エネルギー等の長期的・計画的に講ずべき施策の検討など、エネルギー政策の転換に向けた様々な検討がなされています。

こうしたエネルギー政策は、国において行うべき重要な政策の一つである一方で、地方自治体におけるエネルギーに関する取組についても、従前からの低炭素社会の構築に加え、非常時対応、産業振興など総合的な視点が必要となるなど、震災前と比較して取り組むべき範囲が拡大し、より総合的な取組が求められているところです。

また、エネルギーの効率的な活用などに向けた技術革新は日進月歩で進んでいます。特に最近では、太陽光発電の普及や水素エネルギーの実用化が進み、また、エネルギー分野における I C T（情報通信技術）の活用拡大により、市民を含めた需要側にエネルギー管理の可能性が広がるなど大きく進歩しており、こうした新たな技術などを活用したエネルギーに関する新たな取組も進展しつつあります。

本市は、低炭素社会の構築や産業振興などの分野ごとの個別の計画や方針の中で、エネルギーに関する取組を位置付け、着実に取組を推進してきたところですが、昨今のエネルギーに関する状況変化や新たな取組を踏まえ、エネルギーに関する本市の主な取組や国内外の動向を改めて整理するとともに、環境分野をはじめとする様々な視点を考慮した、本市のエネルギーの取組に関する基本的な姿勢や取組の方向性等を明らかにするため、「川崎市エネルギー取組方針」を策定することといたしました。

エネルギーに関する動向については、国における議論やさらなる技術革新などにより、今後も変化していくことが想定されますが、本市はそうした変化に的確に対応しながら、本取組方針及びエネルギーに関連する個別の計画や方針を着実に推進することを通じて、「川崎らしい」エネルギーの取組の推進に向け、総合的に取り組んでまいります。

# 1 エネルギーに関する本市の特徴

本市における「エネルギー」の特徴について、まず「供給面」から見ると、臨海部に立地・集積する発電施設などにより首都圏のエネルギー供給拠点としての機能を有していることが挙げられます。一方、「需要面」から見ると、146万人の市民生活を支えるためのエネルギーと併せて、市域内の事業者の活動を支えるためのエネルギーが必要であり、多くのエネルギーを消費しています。

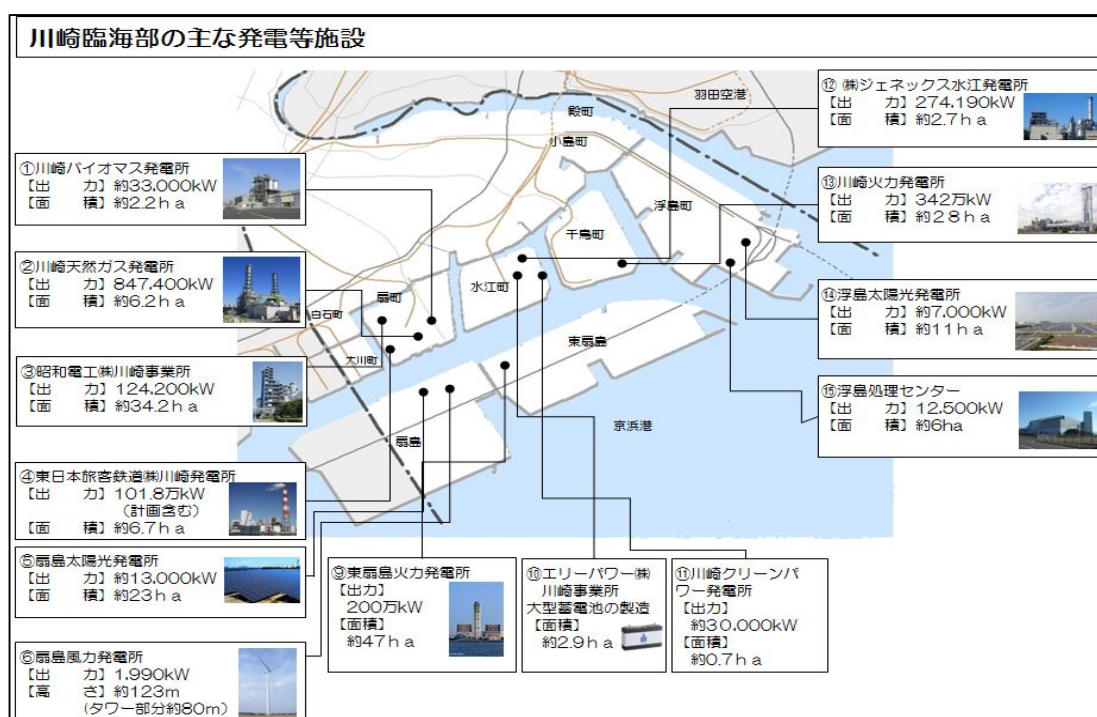
このように本市は、エネルギーの「大供給地」という面と「大消費地」という面を併せ持っており、これは他の都市にはないエネルギーに関する本市の特徴となっています。

## (1) エネルギー供給面（本市のエネルギーポテンシャル）

本市は、戦前から製造業を中心とした産業都市として発展し、特に高度成長期には、京浜工業地帯の中核として臨海部に大規模な工場の集積が進み、こうした産業活動と急増した東京圏の人々の生活を支えるため、次々と大規模なエネルギー供給施設が立地しました。

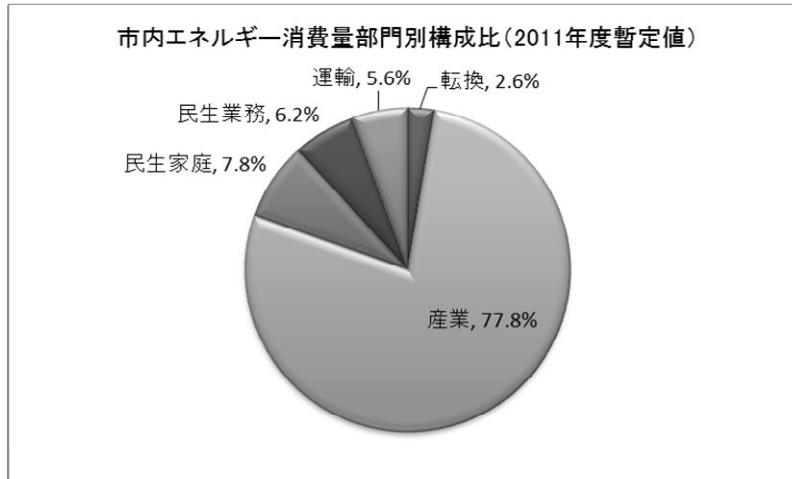
また、産業都市としての発展に伴い生じた公害問題を克服するため、市及び事業者が環境問題に取り組んできており、本市には、低炭素・公害対策・資源循環などに係る多くの環境技術が集積し、環境に配慮した先進的な取組が行われています。

エネルギー供給施設についても同様であり、臨海部には天然ガス、バイオマス、太陽光、風力等の多彩な発電資源を活用した先進的なエネルギー供給施設が立地、稼働しており、臨海部に集積しているエネルギー供給拠点の発電能力は約 630 万 kW となっています。



## (2) エネルギー需要面

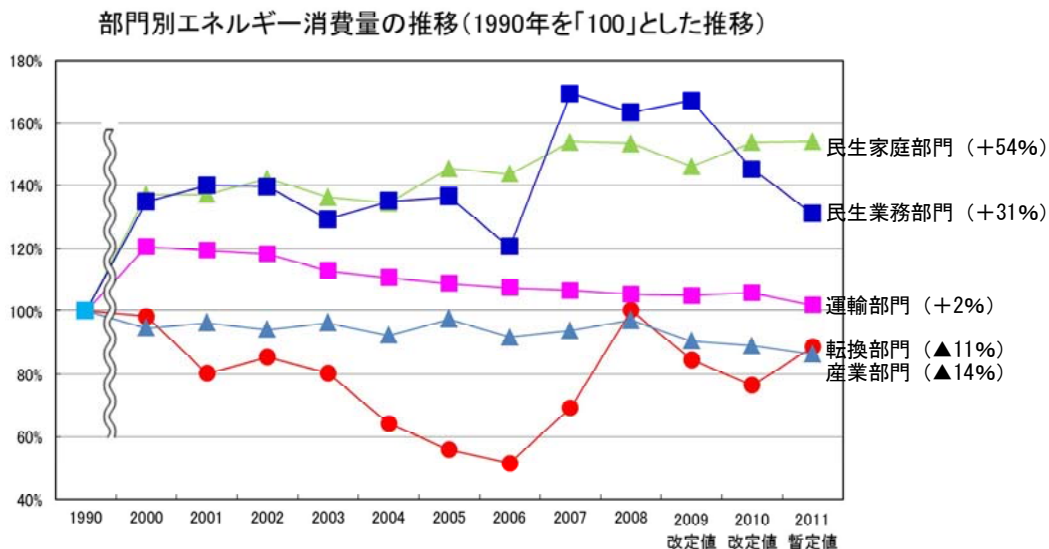
本市におけるエネルギー消費量を部門別に見ると、製造業をはじめとする産業部門、発電施設等の転換部門などの産業系の部門における消費が約8割となっており、臨海部を中心とした産業エリアでのエネルギー消費が多い状況にあります。



また、部門別エネルギー消費量の推移を見てみますと、市民生活や都市活動等に起因する民生部門（家庭・業務）のエネルギー消費量は、市全体の消費量に対する割合はあまり大きくないものの、増加傾向を示しています。

特に家庭におけるエネルギー消費量（民生家庭部門）は、1990（平成2）年度との比較で約54%の増加となっており、また商業施設やオフィスビル等におけるエネルギー消費量（民生業務部門）は、1990（平成2）年度との比較で約31%の増加となっています。

なお、家庭部門・業務部門のエネルギー消費量については、東日本大震災を契機とした節電等の取組による影響などを含め、今後の動向を注視していく必要があります。





## 2 本市におけるエネルギーの取組

### (1) 地球温暖化対策推進計画（基本計画・実施計画）に基づく取組

本市は「地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、地球温暖化対策の取組を総合的に推進しています。基本計画は、12の基本施策で構成されており、エネルギーに関しては次の3つの施策が位置付けられ、市民・事業者・市の各主体の協働により再生可能エネルギーに関する取組などを推進しているところです。

#### 【「地球温暖化対策推進基本計画」におけるエネルギー関連の基本施策】

##### Ⅲ 再生可能エネルギー源等の利用

基本的方向：太陽エネルギー利用量を2020年度までに30倍にする。

##### Ⅳ 低炭素都市づくりの推進

基本的方向：面的な利用など、地区単位でエネルギーの有効利用を促す。

##### Ⅶ 市役所の率先取組の推進

基本的方向：エネルギー使用量の削減を進める。

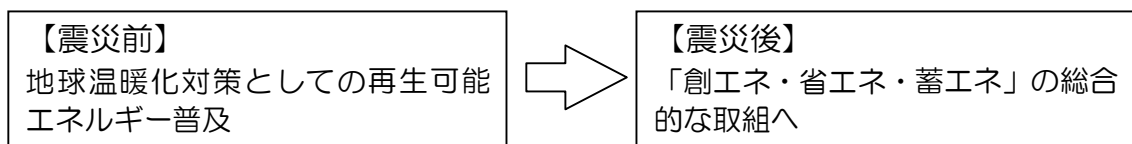
再生可能エネルギー源の優先的な利用を進める。

こうした中、東日本大震災を契機として、我が国のエネルギーを取り巻く状況は大きく変化し、エネルギーに関する取組に対する考え方についても大きく変わりました。

震災以前は、地球温暖化対策の一環として主に低炭素社会の実現をめざして再生可能エネルギーの導入の取組を進めてきましたが、震災後は、低炭素社会の構築だけでなく、非常時における自立分散型電源として、市民の安全・安心の確保に資する取組としての位置付けが付加され、その重要度が増しています。

本市においてもそれまでの再生可能エネルギーの導入促進だけでなく、再生可能エネルギー源の利用といった「創エネルギー」、効率的なエネルギー利用を推進する「省エネルギー」、エネルギー利用の平準化を図る「蓄エネルギー」を組み合わせた総合的な取組を推進していくこととしました。

また、基本計画は、計画を具体的に推進するために3年ごとに実施計画を策定して、その対応を図ることとしており、2014（平成26）年3月に策定した「地球温暖化対策推進実施計画 第2期間（2014～2016）」においては、このようなエネルギーに関する状況変化を踏まえ、「創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な推進」を環境分野におけるエネルギーの取組の基本的な考え方として位置付け、具体的な取組を推進しています。

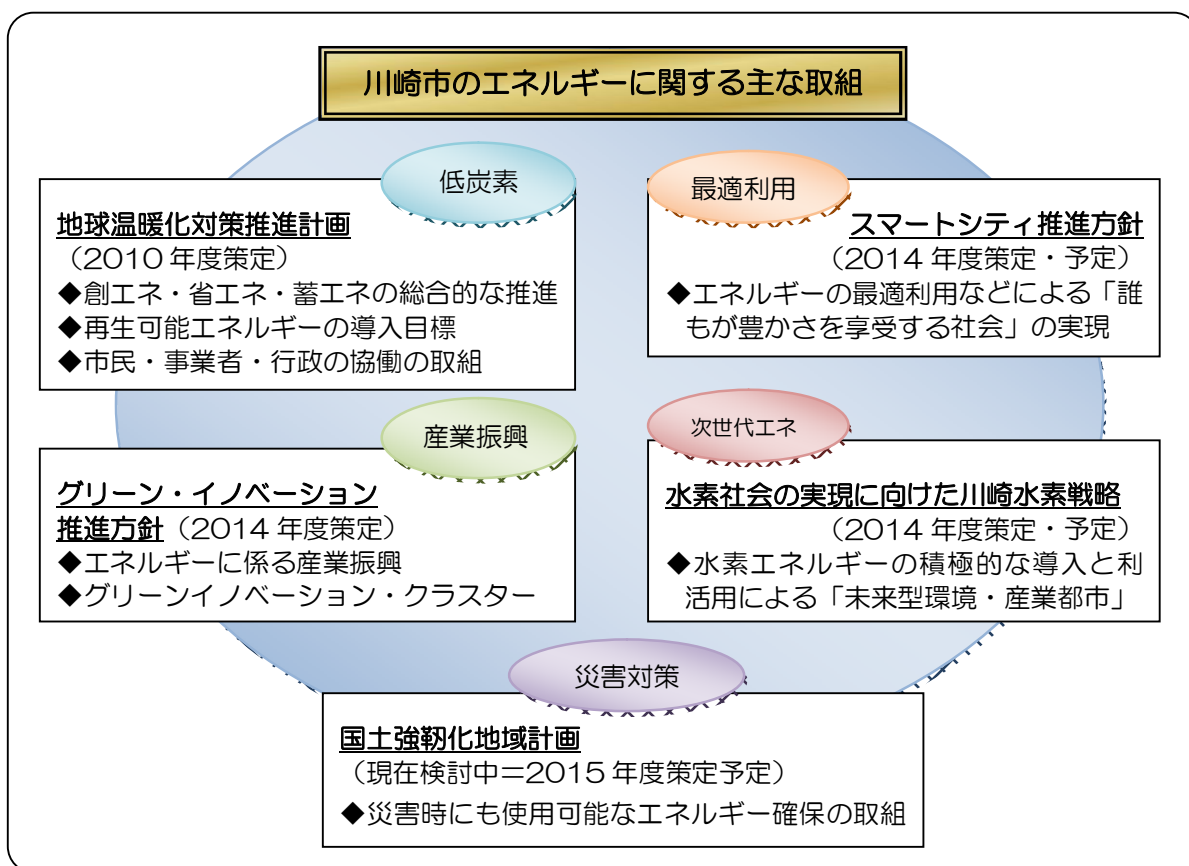


これまで、公共施設における再生可能エネルギーの率先導入を推進するとともに、2013（平成 25）年 6 月に策定した「市建築物における環境配慮標準」に基づき、環境にやさしいエネルギー機器等の導入検討を行うしくみを整備しました。また、環境に配慮した電力を優先的に調達する「環境配慮電力入札」の実施や、施設のエネルギー管理を可能にする BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）のモデル導入などにも取り組んでいます。さらに、市民・事業者向けの補助制度等の実施により、市内の創エネ・省エネ・蓄エネの取組を総合的に推進してきたところです。

## （2）エネルギーに関する個別の計画・方針等

本市では、エネルギーに関する取組について、「低炭素」、「産業振興」、「最適利用」、「次世代エネルギー」等の切り口で、それぞれの計画や方針において取組の方向性等を示し、計画等に基づき具体的な取組を推進することで、災害時におけるエネルギーの確保等も図る観点から、国土強靱化に関する取組などの新たな動きにも対応していくこととしています。

本市は、これらのエネルギーに関連する本市の計画・方針等の取組を着実に推進するとともに、エネルギーの視点からそれぞれの取組について再確認し、関連する取組が連携した新たなエネルギーの取組につなげていくなど、総合的な取組としてより一層推進していく必要があります。



## 【参考】エネルギーに関する本市の主な計画・方針等

### ◆「地球温暖化対策推進計画」

地球温暖化対策の取組の基本的な方針となる「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を2008（平成20）年に発表し、このCCかわさきの理念の具体化と施策の体系化を図るため、2009（平成21）年12月に「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を制定、2010（平成22）年度には条例に基づき、「川崎市地球温暖化対策推進計画（CCかわさき推進プラン）」を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策の推進を図っており、再生可能エネルギーの導入等に関する取組について計画に位置付けています。

### ◆「スマートシティ推進方針」

持続可能な社会を作り上げるまちづくりの方策として、エネルギーの最適利用やICTの利活用による「スマートシティ」の取組が期待されており、本市におけるスマートシティ推進のための取組を総合的かつ効果的に推進するため、「スマートシティ推進方針」の策定に向け取り組んでいます。

方針案では「エネルギーの最適利用とICT・データの利活用により、地域課題の解決を図り、誰もが豊かさを享受する社会の実現」を基本理念とし、エネルギー分野をはじめとする5つの分野における取組の方向性等を示しています。

### ◆「グリーン・イノベーション推進方針」

本市の強みと特徴である、環境技術・環境産業を活かした取組を、全庁的なグリーンイノベーションの取組として、より一層発展、拡大することで、次世代の川崎の活力を生み出すとともに持続可能な社会を創造することをめざし、2014（平成26）年5月に「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」をとりまとめました。

エネルギーとの関連では、主に「産業振興」の切り口から、エネルギーに関連する取組として、環境エネルギー技術を活かした都市づくりや、自立分散型エネルギーシステムの構築等を位置付けています。

### ◆「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」

次世代エネルギーとして注目を集めている「水素」に関する取組の方向性について、水素エネルギーの積極的な導入と利活用による「未来型環境・産業都市」の実現をめざし、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」の策定に向け取り組んでいます。「水素」については、国の動向等も注視しながら、本市の地域特性や強みを活かした取組を推進することとしています。

### ◆「国土強靱化地域計画」

「国土強靱化法」及び国の「国土強靱化基本計画」に基づく、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきものとして、「地域計画」の策定に向けた検討を行っています。国の基本計画では、施策分野の一つとして「エネルギー」が位置付けられ、エネルギー供給設備の災害対応力強化などの推進方針が示されていることから、本市地域計画の検討においても留意する必要があります。

### (3) 市民・事業者等による取組

人口の増加やライフスタイルの変化、産業活動の動向等の影響により、家庭や業務部門のエネルギー消費量が増加傾向にある中、本市は長年にわたり、地球温暖化対策をはじめとする環境施策について、市民・事業者との協働による取組を推進しており、エネルギーに関する取組についても、こうした取組の中で推進してきたところです。

本市の地球温暖化対策の中間支援組織である「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」では、エネルギーをテーマとした展示等を通じた市民への啓発や家庭の省エネ診断等の取組を行っています。

また、市と連携して取組を行っている「地球温暖化防止活動推進員」が節電や省エネ、再生可能エネルギーなどをテーマとした学校等における出前授業を実施しているほか、市民が主体となって自ら市民の寄付を集め、公共施設等に再生可能エネルギー利用設備を設置する取組など、市民主体のエネルギーの取組も活発に行われてきたところです。

一方で、本市には前述のとおり、公害を克服してきた過程においてクリーンなエネルギーを志向する事業者が多数存在しており、環境に配慮しながら産業活動を行うとともに、エネルギーに関する主体的な取組を行っています。

臨海部の産業エリアにおいては、近隣の事業者が連携して排出物の再利用・再資源化及びエネルギーの有効利用を行っている「川崎ゼロ・エミッション工業団地」が立地しており、さらには川崎スチームネット株式会社が、東京電力川崎火力発電所で使用した蒸気を隣接する複数の事業者に供給し、エネルギーの有効活用とCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。また、太陽光発電をはじめとする新エネルギー産業の基盤確立に向け取り組んでいる「川崎市新エネルギー振興協会」は、展示会等を通じたエネルギーに関する情報発信などを行っています。

こうした市民・事業者等との協働による取組を行う中で培った取組ノウハウや、環境意識の高い市民や事業者が多く、関連する取組が活発に行われていることなどは、「本市の強み」であることから、こうした強みを活かしたエネルギーの取組をより一層推進していくことが重要です。



市民の取組（出前授業の様子）



事業者の取組（川崎スチームネット）

### 3 国内外の動向

#### (1) 国の動向

我が国は化石燃料資源に乏しく、大部分を海外からの輸入に依存するという根本的な脆弱性を抱えており、エネルギーの安定的な供給は、常に大きな課題となっています。

さらに震災後は、エネルギーを巡る環境に大きな変化が生じ、我が国のエネルギー政策は大規模な調整を求められる事態に直面しています。

こうした中、国では2012（平成24）年7月から、再生可能エネルギーのさらなる普及を図るため「固定価格買取制度（FIT）」を開始し、さらに、2014（平成26）年4月には「エネルギー基本計画」を改定し、今後20年程度の中長期のエネルギー需給構造を視野に、2018（平成30）年～2020（平成32）年ごろまでを「集中改革期間」と位置付け、この期間におけるエネルギー政策の方向性を明らかにしました。また、最適な電源構成（エネルギーミックス）や、エネルギーに関する安全・安心に関する課題（エネルギーセキュリティ）、さらに原子力発電の今後の方向性などについては、引き続き議論が行われているところです。

一方で、電力の安定供給の確保と電気料金の最大限の抑制を実現するため、「電力システム改革」について、2013（平成25）年に閣議決定し、2015（平成27）年度から断行することとしています。この「電力システム改革」は、「安定供給の確保」、「電気料金の最大限抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」の3つを目的として、「①広域系統運用の拡大」、「②小売及び発電の全面自由化」、「③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」を取組の3本柱として、段階的に改革を推進していくこととなっています。

さらに、電力と並び重要なエネルギーであるガスについても、小売全面自由化を前提とした「ガスシステム改革」に関する検討が行われており、今後の動向に留意する必要があります。

このような国の動向を的確に捉えるとともに、我が国のエネルギーの将来像を見据えながら、本市におけるエネルギーの取組に反映させていくことが必要です。

#### (2) IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書

各国政府からの推薦などで選ばれた専門家が、地球温暖化に関する科学的な研究を収集・整理し、包括的な評価を行う国際機関である「IPCC」が、2013（平成25）



年から2014（平成26）年にかけてとりまとめた第5次評価報告書においては、地球温暖化による気候変動のリスクを抑制するためには、「将来的にエネルギー供給部門の低炭素化は不可欠の取組である」と位置付けられています。

特に、電力の低炭素化に向けた取組を行うことが必要であり、「再生可能エネルギーなどの低炭素電力の割合を2050年までに現状の30%から80%以上に増加させるなどの取組が必要である」とされています。

この報告書においてまとめられた科学的知見については、地球温暖化対策に関する国際会議である「気候変動枠組条約締約国会議（COP）」における国際的な議論の基礎となるなど、将来的な地球温暖化対策を検討する上でも重要な内容であり、こうした提言等の動向については、本市におけるエネルギー供給の今後の取組に影響を与えるものであることから、今後も引き続き注視するとともに、必要に応じてその趣旨を踏まえた取組について推進するなど、将来的な取組につなげていくことが重要です。

【 IPCC 第5次評価報告書の内容（抜粋） 】

4.2.2 エネルギー供給

電力の低炭素化は費用対効果の高い緩和策

- エネルギー供給部門からの直接CO<sub>2</sub>排出量は、エネルギー強度改善が大幅に加速されない限り、2010年の14.4Gt から、2050年にほぼ2倍～3倍まで増加する見込み（証拠：中、見解一致度：中）
  - 濃度を450、550、650ppm程度に抑制するには、化石燃料の資源制約だけでは不十分  
(IPCC AR5 WG3 SPM p.21 17行目)
- 低位安定化(430-530ppm)を達成するには、電力の低炭素化(炭素強度の低下)は費用対効果が高い重要な緩和策であり、ほとんどのシナリオにおいて需要部門より急速に低炭素化が進む(証拠：中、見解一致度：高)
  - 多くの場合、低炭素電力(再生可能エネルギー、原子力、CCS)の割合が、2050年までに80%以上に増加(現状約30%)。CCSなしの火力発電は2100年までにほぼ廃止  
(IPCC AR5 WG3 SPM p.21 23行目)

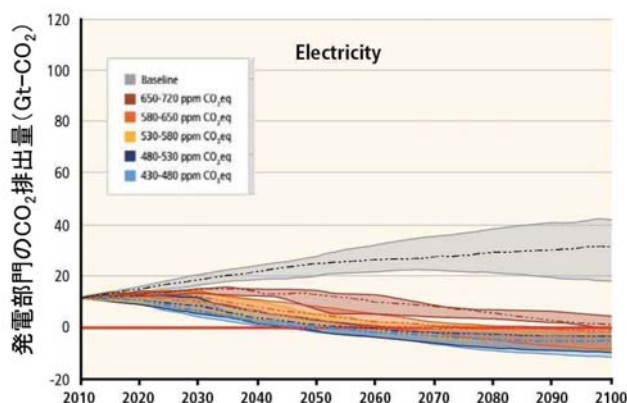


図. シナリオ別の発電部門からのCO<sub>2</sub>排出量

出典：図、IPCC AR5 WG3 7章 Fig.7.9

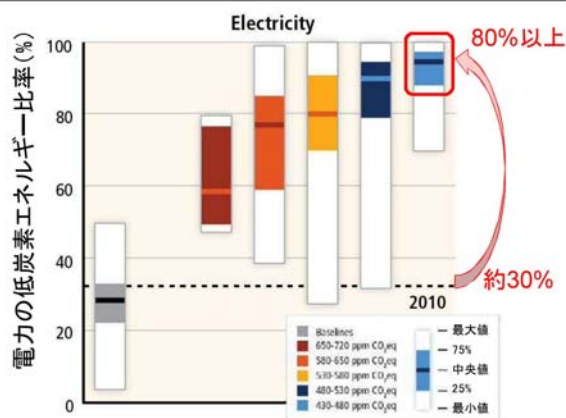


図. 電力に占める低炭素エネルギーの割合（2050年）

出典：図、IPCC AR5 WG3 TS Fig.TS.18

環境省

33

(出典：環境省ホームページ)

#### 4 “川崎らしい” エネルギーの取組の推進により「めざす姿」と取組の方向性

エネルギーに関する本市の強みと特徴を整理すると、次の4つが挙げられます。

- ①低炭素・公害対策・資源循環などに関する、優れた環境技術・環境産業が集積していること
- ②天然ガス、バイオマス、太陽光、風力等の多種多様なエネルギー供給拠点が立地していること
- ③これまでの地球温暖化対策やエネルギーに関する取組推進において培った、環境意識の高い市民や事業者との協働ノウハウがあること
- ④見学や学習が可能な、環境やエネルギーに関する様々な施設が集積し、情報発信の機能が充実していること

また、本市では、各分野におけるエネルギーに関連する個別の計画や方針等に基づき、エネルギーの取組を推進してきたところであり、今後はそうした取組を連携させながら総合的に展開・推進していく必要があります。

本市は、エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「“川崎らしい” エネルギーの取組」を推進することとし、次の2つのエネルギーに関する都市像をめざしていきます。

- ◆多様な主体が、持続可能な生活や事業の基盤となるエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市
- ◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

この2つの都市像の実現に向け、本市は、次の3つの「取組の方向性」を定め、エネルギーに関する取組を検討・推進していくこととします。

**【取組の方向性①】 エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進**

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

**【取組の方向性②】 エネルギーを「よりクリーンな方向」へ**

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

**【取組の方向性③】 エネルギーの取組を国内外へ発信**

“川崎らしい” エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

## “川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆多様な主体が、持続可能な生活や事業の基盤となるエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市

◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

### 取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

### 本市の特徴・強み

優れた環境技術・環境産業の集積

多種多様なエネルギー供給施設の立地

環境意識の高い市民等との協働の取組

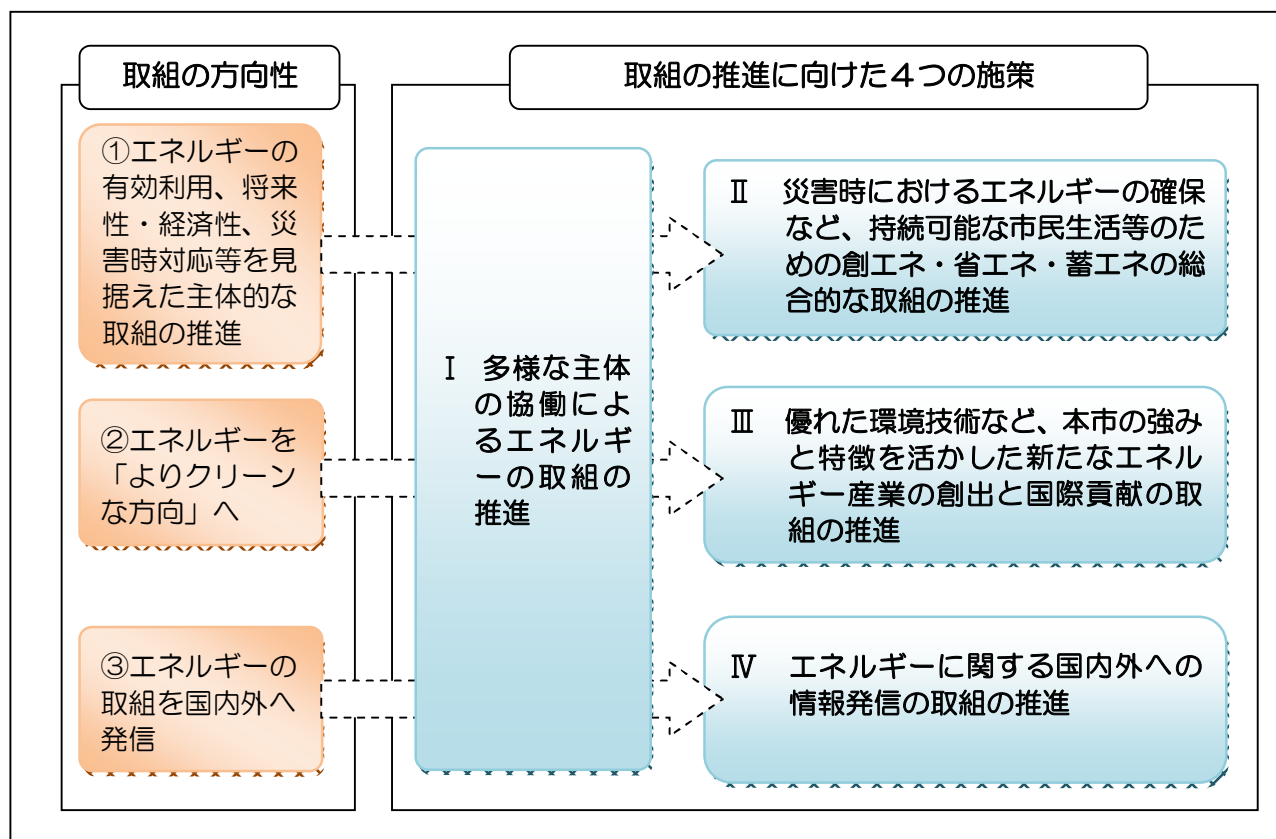
見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

## 5 取組の推進に向けた4つの施策

本市は、「多様な主体が、持続可能な生活や事業の基盤となるエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」と「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」という二つの都市像からなる「めざす姿」を実現するため、多様な主体によるエネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進や、エネルギーをよりクリーンな方向へリードする取組、さらにエネルギーの取組の国内外への発信の取組を推進していくこととします。

こうした「“川崎らしい”エネルギーの取組」の推進に向け、次の4つのエネルギーの取組推進に向けた施策を定めます。

- I 多様な主体の協働によるエネルギーの取組の推進
- II 災害時におけるエネルギーの確保など、持続可能な市民生活等のための創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組の推進
- III 優れた環境技術など、本市の強みと特徴を活かした新たなエネルギー産業の創出と国際貢献の取組の推進
- IV エネルギーに関する国内外への情報発信の取組の推進



## I 多様な主体の協働によるエネルギーの取組の推進

### <考え方>

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が連携し、エネルギーに係る取組を総合的に推進します。併せて、近隣自治体や大学・研究機関などとも連携しながら取組を推進します。

本市では、2008（平成20）年2月に発表した地球温暖化対策の取組の基本的な方針である「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」を推進するため、市民、事業者など全市の多様な主体による地球温暖化対策の推進ネットワークとして、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」を同年7月に創設し、これまで多様な主体の協働による取組を推進してきたところです。

エネルギーに係る取組についても、こうした既存の枠組を活用し、市域内の各主体との協働により取り組むことで、効果的な推進を図ることとします。

また、再生可能エネルギーの導入や普及啓発などの取組について、各主体間の連携により積極的に推進することとします。

さらに、市域内における協働だけでなく、隣接する他自治体や市域内外の大学や研究機関等との連携など、広域的な協働についても検討・実施し、より一層の取組推進を図っていくこととします。

### <主な取組>

I 多様な主体の協働によるエネルギーの取組の推進

◆川崎地球温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）等の「協働のしくみ」を活用したエネルギーの取組の推進

◆各主体間の連携による取組について積極的に推進（再エネ導入・普及啓発など）

◆近隣自治体との協定締結などの広域連携や、大学・研究機関との協定に基づく取組等についても検討・実施

## Ⅱ 災害時におけるエネルギーの確保など、持続可能な市民生活等のための創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組の推進

### <考え方>

創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な推進により、市域内における「エネルギーの地産地消・自立分散」を進め、持続可能な市民生活や事業活動につながる取組を推進します。

基礎自治体である本市のエネルギーの取組において、最も重要な視点の一つは持続可能な市民生活や事業活動に不可欠なエネルギーを確実に維持していくことです。

エネルギー分野におけるICTの活用が進展し、エネルギーの選択や管理が市民にも可能となった状況の中で、これまでの大規模発電所に依存したエネルギー体制から、市域内でエネルギーの地産地消・自立分散を進めていくことや、エネルギーを賢く使うエネルギーマネジメントの取組等を推進することは、環境負荷低減の観点とともに、エネルギーに関する市民等の安全・安心の確保の観点からも、非常に重要な取組です。

本市は、将来性や経済性などを見据えながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を着実に推進するとともに、国内外のエネルギーに係る動向の的確な把握と必要に応じた市民等への情報提供を行うなど、持続可能な市民生活や事業活動等につながるエネルギーの取組を推進していきます。

### <主な取組>

Ⅱ 災害時におけるエネルギーの確保など、持続可能な市民生活等のための創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組の推進

◆将来性・経済性などを見据えたエネルギーの「地産地消・自立分散」に向けた取組の推進

◆災害時のエネルギー確保をはじめとする、エネルギーの安全・安心の取組の推進

◆エネルギーマネジメントなどエネルギー利用の最適化に向けた取組の推進

◆電力システム改革・再エネ普及策の見直しなど、エネルギーに係る動向等について市民・事業者等への的確な情報提供



### Ⅲ 優れた環境技術など、本市の強みと特徴を活かした新たなエネルギー産業の創出と国際貢献の取組の推進

#### <考え方>

市内事業者が有する優れた環境技術の活用など本市の強みと特徴を活かしながら、水素をはじめとする次世代エネルギーの創出や、環境・エネルギーに係る技術移転等を通じた国際貢献につながる取組を推進します。

本市は、多数の発電施設等の立地により、首都圏のエネルギー供給拠点となっているほか、公害を克服してきた過程においてクリーンなエネルギーを志向する事業者が多数存在し、環境に配慮しながら産業活動を行っています。また、本市には優れた環境技術を有する事業者等も多く立地・集積しており、水素をはじめとする次世代エネルギーについても、関係事業者との連携により具体化に向けた取組が進展しつつあるなど、環境・エネルギー分野において他都市にはない強みと特徴を有しています。

こうした強みと特徴を活かしながら、新たなエネルギーの創出や、環境・エネルギーに係る技術移転等を通じた国際貢献などに取り組み、グリーンイノベーションの取組へとつなげていきます。

また、市内事業者が有するエネルギー・環境技術等について認定・認証する取組との連携や、エコタウン構想などの既存の事業者間の連携による取組等を活用したエネルギーの新たな取組等についても関係者と検討・調整していきます。

#### <主な取組>

Ⅲ 優れた環境技術など、本市の強みと特徴を活かした新たなエネルギー産業の創出と国際貢献の取組の推進

◆将来性・経済性等を見据えたエネルギーに係る取組をグリーンイノベーションの取組として支援

◆エコタウン構想やスチームネットの取組など、既存の事業者の取組をベースとした展開（循環型・省エネ型のものづくりの取組）

◆市内事業者が有するエネルギー・環境技術等を認定・認証する取組との連携等

◆水素等の次世代エネルギーの取組を支援

#### IV エネルギーに関する国内外への情報発信の取組の推進

##### <考え方>

「かわさきエコ暮らし未来館」などの既存の情報発信機能の活用や、新たなエネルギーに係る情報発信により、本市の価値とブランド力を高めます。

本市には、国内におけるメガソーラーの先駆けとなる「川崎大規模太陽光発電所」や、最先端のエネルギー技術等を体験学習できる啓発施設である「かわさきエコ暮らし未来館」のほか、経済産業省の指定する次世代エネルギーパークの一つである「CCかわさきエネルギーパーク」など、見学や学習が可能な環境・エネルギーに関する施設等が集積し、豊富な情報発信機能があります。

こうした既存の機能を有効に活用するとともに、水素をはじめとする新たなエネルギーに関する取組等についても、市域だけでなく広く国内外に対して戦略的かつ効果的に情報発信を行い、本市の価値とブランド力を高めていくこととします。

##### <主な取組>

IV エネルギーに関する国内外への情報発信の取組の推進

◆「CCかわさきエネルギーパーク」を活用した取組

◆「かわさきエコ暮らし未来館」などの既存の情報発信機能の活用

◆水素をはじめとする「新たなエネルギー」に関する取組の戦略的・効果的な情報発信

## 6 今後の取組

### (1) 関連する個別の計画等の着実な推進と総合的な取組推進に向けたしくみづくり

「地球温暖化対策推進計画」をはじめとする、エネルギーに関連する個別の計画や方針等に基づく取組（5ページ参照）について着実に推進します。また、それぞれの取組が連携した効率的なエネルギーの取組の推進に向け、各分野の取組をエネルギーの視点から再確認し、本市のエネルギーの取組に関連する取組の有機的な連携による総合的な取組として推進するためのしくみづくりを図ります。

### (2) リーディングプロジェクトの選定・推進

「“川崎らしい”エネルギーの取組」を推進し、本方針に掲げる「めざす姿」を実現するため、「取組の推進に向けた4つの施策」に則し、有機的な連携につながるエネルギーの総合的な取組をリーディングプロジェクトとして選定し、多様な主体の協働により取組を推進していくこととします。

### (3) 国のエネルギー政策の動向及び市域内のエネルギー状況の把握と適切な対応

エネルギーに係る取組については、国のエネルギー政策の動向に応じた適切な対応が不可欠であることから、関連する政策動向を常に注視しながら、柔軟な対応を図っていくこととします。

特に「電力システム改革」については、市民生活や事業活動への影響を含め、適宜情報を把握し、市民等への適切な情報提供などの行政として必要な対応を図るとともに、需要家としての川崎市が行うべき必要な対応についても、関係部署等と連携しながら検討・実施していくこととします。

また、市域内のエネルギー状況についても、的確な把握に向け、関係事業者等との連携により、取り組めます。

### (4) エネルギーに関する状況変化等を踏まえた取組の見直し・充実等

国のエネルギー政策やエネルギー関連技術の動向、また市域内におけるエネルギー状況等、エネルギーに関する状況変化等を踏まえ、必要に応じた個別計画・方針等の見直しや、新たなエネルギーの取組の実施に向けた検討など、エネルギーに関する取組の見直し・充実を図ります。

「“川崎らしい”エネルギーの取組の推進に向けて ―川崎市エネルギー取組方針―(案)」  
に対する意見募集について

1 目的

エネルギーに関する本市の主な取組や国内外の動向を改めて整理するとともに、環境分野をはじめとする様々な視点を考慮した、本市のエネルギーの取組に関する基本的な姿勢や取組の方向性等を明らかにするため、「“川崎らしい”エネルギーの取組の推進に向けて ―川崎市エネルギー取組方針―(案)」として取りまとめましたので、皆様からの御意見を募集いたします。

2 意見の募集期間

平成27年1月27日(火) ～ 平成27年2月27日(金)

※ 郵送の場合は、2月27日(金)当日消印有効です。

※ 持参の場合は、2月27日(金)の17時15分までとします。

3 資料の閲覧場所

(1) 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー

各市民館、図書館

(2) 情報プラザ(市役所第3庁舎2階)

(3) 川崎市環境局地球環境推進室

※ 川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

4 意見の提出方法

題名、氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、メールアドレス又は住所)を記載の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

※ 意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

(1) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信してください。

(2) FAX 044-200-3921

(3) 郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市環境局地球環境推進室 宛

(4) 持参 川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎 17階  
川崎市環境局地球環境推進室 宛

受付時間：8時30分から17時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)

※ 留意事項

- ◆ 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- ◆ お寄せいただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報の除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめて、後日市ホームページ等で公表する予定です。(意見を提出していただいた方への直接の回答はいたしません。)
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見は受付しておりませんので、御了承ください。

5 問い合わせ先

川崎市環境局地球環境推進室 電話 044-200-2405  
FAX 044-200-3921